

社会福祉法人西宮市社会福祉事業団補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人西宮市社会福祉事業団（以下「社会福祉事業団」という。）が実施する事務事業の安定的な運営及び充実を図り、もって地域福祉の向上に資することを目的に、社会福祉事業団の person 費及び事務事業費の全部又は一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

(補助事業、補助対象経費等)

第2条 この補助金の対象となる社会福祉事業団の事務事業、補助金の対象となる経費、基準額及び補助率に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(交付申請書に添付する書類)

第3条 この補助金の交付申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助金所要額調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 この補助金の変更交付申請書に添付する書類は、前項各号の書類に準ずるものとする。

(補助事業等の内容の変更)

第4条 前条第1項第1号及び第2号の内容を変更しようとするときは、あらかじめその内容、理由その他必要な事項について市に事前協議を行うものとする。

(実績報告書に添付する書類)

第5条 この補助金の実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助金精算額調書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額)

第6条 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を別表に定める基準額とする。ただし、予算の範囲内とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めのない事項については、補助金等の取扱いに関する規則(昭和58年西宮市規則第81号)の規定によるものとする。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うも

のとする。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月25日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

社会福祉法人西宮市社会福祉事業団補助金交付要綱 別表

補助事業名	基準額	補助事業の対象となる経費	補助率
<p>いずみ園管理 運営事業</p>	<p>市長が必要と認める額</p>	<p>1. 事務事業費 次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費 (1) 通所活動事業（送迎、食事提供含む） (2) その他、市長が適当と認める障害福祉施策に関する事業</p> <p>2. 人件費 いずみ園の管理運営に関わる常勤職員（正規・嘱託職員）及び非常勤職員に係る次に掲げる経費 給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、非常勤職員賃金</p>	<p>定 額</p>
<p>段上児童館管 理運営事業</p>	<p>市長が必要と認める額</p>	<p>1. 事務事業費 次に掲げる事務事業を実施するために必要な経費。 (1) 「よちよち広場」等子育て支援事業の実施 (2) 各種教室等行事の開催 (3) 地域団体、協力団体との世代間交流を図る行事の開催 (4) 施設設備の維持管理（※） (5) 施設整備に関する事業（※） (6) その他、市長が適当と認める段上児童館の管理運営に関する事務事業 (※) 別途協定書で社会福祉事業団が負担すると定めた費用を含む</p> <p>2. 人件費 段上児童館の管理運営に関わる常勤職員（嘱託職員）及び非常勤職員に係る次に掲げる経費。 給料、職員手当等、法定福利費、退職共済預け金支出、非常勤職員賃金</p>	<p>定 額</p>